

第 56 回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成 24 年 6 月 14 日 (木) 15:00~15:20

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委 員】

樋口委員長、深尾委員長代理、川本委員、北村委員、西郷委員、竹原委員、椿委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所次長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局審議役、東京都総務局統計部調整課長

【事務局等】

村木総務省総務審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、千野総務省政策統括官付統計企画管理官

4. 議事録

○樋口委員長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから「第 56 回統計委員会」を開催いたします。

本日は、県委員、安部委員、白波瀬委員が所用のため御欠席です。

本日は、総務省から村木総務省総務審議官に出席していただいております。どうもありがとうございました。

それでは、議事に入る前に、本日用意されております資料について、事務局から説明をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認いたします。

本日は、まず、総務大臣から平成 23 年度統計法施行状況報告を受けます。お手元の冊子と一体化しております資料がその報告書の写しでございます。

なお、統計法の施行状況についての審議は、基本計画部会に付託されることになりますので、具体的な審議や質疑応答につきましては、本日の統計委員会終了後に開催いたします

す基本計画部会で行う予定です。

私からの説明は以上です。

○樋口委員長 それでは、議事に入ります。まず「統計法の施行状況について」です。最初に、平成23年度統計法施行状況報告について、村木総務省総務審議官から提出をお願いいたします。

○村木総務省総務審議官 それでは、これが平成23年度の統計法施行状況報告でございます。本委員会の御審議に活用いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

(報告書手交)

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

それでは、村木総務省総務審議官から御挨拶をお願いいたします。

○村木総務省総務審議官 本委員会の委員の先生方には、常日ごろから本委員会における活発な調査、審議を通じまして、統計の整備、発展に御尽力いただいていることを、まずもって感謝申し上げたいと思います。

自己紹介も兼ねまして、常日ごろから統計について思っていることを一、二、述べさせていただきたいと思います。

実は私、役所には、昭和50年に総理府に入りました。最初に配属されたのが統計局でございました。今の総務省の統計局でございます。そういう意味で、最初にやった仕事が統計ということなので、統計については非常に思い出深いということでございます。

統計局に配属されて最初にやりました仕事が、いわゆる失業率の統計、労働力調査でございました。今、思い出しますと、当時、私が入った昭和50年ごろは、日本列島改造の後の、少し景気が悪くなっている状況でしたので、失業率が相当上がりました。昭和40年代後半の失業率を見てみると1%台前半で、それが2%ということで、今の4%とか5%の状況から言うと、絶対数率は低いのですが、それでも非常に失業者が増えましたので、一種の社会問題になり、労働力調査の失業率が発表されるたびにマスコミに大きく取り上げられるような状況であったと思っております。

そういう意味で、労働力調査も急激に注目される統計になりましたので、改善というか、どうやつたらいいかということで、当時、取り組んだことが大きく2つあります。一つは、季節調整値を初めて入れるようになった。つまり、毎月、上がった、下がったということで新聞に報道されるわけですが、季節変動を除いてみないと客観的な評価ができないのではないかということで、季節調整を入れようということで、いろいろ技術的な検討をして入れるようにいたしました。

それから、もう一つは、発表を少しでも早くしようと。今は翌月の末に、いわゆる一月遅れぐらいで発表していますが、当時は翌々月になっていましたので、早く発表しないと、クイックな対応ができないのではないかということから、調査から集計までの工程を一つひとつ洗い直して、一日でも早くやろうということに取り組みました。私も発表の近くになると、夜遅くまで発表の資料を作るために残業していたのを思い出します。

もう一つ、社会生活基本調査というのを昭和 51 年に初めて実施したわけですが、その企画・立案ということで、どういう調査事項を調査したらいいのかなと。正直言いまして、当時の統計としては、人間の活動を調べるというのは割と変わった統計で、これがどういう役に立つかというのが、私としてもなかなかイメージができないでおりました。当然、いろいろな有識者の先生方には伺ったわけですが、事務方としては、そういうのを踏まえながら調査事項を考えなければいけなかったわけですが、それをどういう調査事項にしたらいいのかということを、悩みつつ、そこが余りはっきりしないまま、とにかく作業を進めなければいけなかった、そういうところに苦労があったと思います。

そういう経験を通じて、今、思うことは、統計というのは使っていただくというのが非常に大事なのだと。そのためには、当然、作る方でよく需要というか、ニーズを把握して、いろいろな工夫をする。それから、使いやすい提供の仕方をする。今はインターネットとかがございますが、当時はなかったわけです。そういうことを常日ごろ心がけ、それから、使う側の方も、いろいろ使っていくうちに、こんなものがあったらしいのかなという、いろいろなアイデアが出てくると思いますので、そういうことを作る側にフィードバックしていただく。そういう意味で、よく使っていただけばいただくほど磨かれていくと、そういう関係にあり、使う側の方のフィードバックを受け止めるような体制というか、仕組みも作っていく。そういうことが大切なかなというのが私の個人的な感想でございます。

ただ、私は、それ以後、統計の仕事は今まで携わらせていただけませんでしたが、勿論、ほかの現場で統計的な処理を行っており、統計の重要さはつくづく感じたわけでございますが、そういう意味で、よく使っていただくということを、作る側としては一番心がけるのかなという具合に思っております。

前置きが長くなりましたが、本日の統計法施行状況の報告でございます。これは平成 23 年度でございますが、御承知のとおり、統計法が改正され、新しい統計法に基づく報告でございまして、今年度が 3 回目の報告に当たるということでございます。

この統計法施行状況報告の主な柱というか、1 つの重要な中身としては、公的統計の整備に関する基本計画の、いわゆるフォローアップをするというのが大きな柱でございます。その基本計画は、皆さん御承知のとおり 5 年間でございまして、3 年目というのはちょうど中間年に当たる。これまでの 3 年間の成果を踏まえた報告という意味で、一種の中間報告的な位置づけがあるのかと思います。この中には当然、3 年間の実績でできたもの、それから、まだできていないけれども、取り組んでいるもの、逆に言うと、なかなか難しそうなものも、ごく少数ではありますけれども、そういう整理をしているということでございます。

それから、もう一つの特徴としては、御承知のとおり、昨年、東日本大震災がございまして、特に被災地域においては、統計のデータの収集ができないということで、一部、統計の集計とか発表を諦めざるを得ないような状況がございました。その回復は現状におい

て終わっていると思います。そういう意味で、統計としての復旧は終わりましたが、その際、我々としても考えましたことは、被災地の現状を把握して、広い意味での復旧・復興にお役に立つような統計データを作らなければいけないということで、ある意味で臨時・緊急的にいろいろ工夫をして、統計としてお出しして、いろいろな行政の対応策を練るに当たって活用していただいた、そういう経緯も報告に盛り込んでおるところでございます。

そういう大きな特徴がある報告でございますが、この報告を本委員会におきまして調査、審議の材料に活用していただきまして、改めて公的統計の整備、改善が進むように、皆様方の専門的な見地からの御知見を是非生かしていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○樋口委員長 どうもありがとうございました。

いただきました報告につきましては、法律の施行の状況に関する事項を今後審議してまいりますが、慎重に、かつ有意義に使わせていただきます。

それでは、続きまして、総務省から施行状況報告の概要につきまして説明をお願いいたします。

○千野総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、「席上配布資料」という一枚紙が席上にあると思います。委員会では、この一枚紙を使ってポイントを説明したいと思います。束になっていないものです。右肩に「席上配布資料」と書いてございます一枚紙です。

まず、統計法施行状況報告とは何かということですが、統計法の第 55 条に規定がございまして、各府省等における統計行政の推進状況を総務省に報告していただきまして、総務省政策統括官室において調整し、取りまとめたものでございます。これを毎年度行っておりまして、毎年度、施行状況を公表するとともに、統計委員会に報告しているというものでございます。

この報告の主な内容ですが、真ん中にあるとおりでございまして、基本計画の推進状況と、それ以外の進捗状況がございます。その中心となりますのは、2つ目のポツにございますが、基本計画の中で具体的施策というものが 196 事項ありますが、その進捗状況が記載してございます。

スケジュールですが、ご報告させていただきましたのでこのまま統計委員会で、御審議いただき、審議結果を取りまとめていただきましたら、それを受けまして再び各府省等において、統計行政をそれに沿って推進していくというような流れになります。

裏面を御覧いただきますと、23 年度の報告のポイントが書いてございます。まず第 1 に、基本計画の推進状況です。この基本計画は、平成 21 年度～25 年度の 5 年間の計画です。23 年度は、5 年間のうちの丸 3 年経過した時点になりますので、今回初めて推進実績の報告を行いました。これは各府省の自己評価でございまして、196 それぞれが実施済なのか、それとも引き続き検討しているのかといったことを記載していただきました。その結果、196 事項のうち 153 事項、比率にいたしますと 78.1% が措置済という報告になってございます。

その内訳は右側の円グラフになってございますが、施策の実施がすべて終わった実施済が 79 事項、40.3%。それから、昨年度も実施し、今年度、来年度も実施を続けていく、例えば、行政記録の活用のようなものですが、継続実施しているものが 29.1%。それから、実施予定、例えば、これから実施します 24 年調査で実施することが決定しているようなものが 8.7% ございまして、ここまでで 78.1%、153 事項でございます。そのほか、検討中、実施困難といったものが若干ございます。

基本計画に係る主な取組は以下のとおりということで、ここに書いてございますが、国民経済計算の作成基準の変更、経済センサス活動調査の初めての実施、就業構造基本調査、社会生活基本調査での調査項目の充実、それから、昨年度は「政府統計の統一ロゴタイプ」を 10 月 18 日（統計の日）に総務大臣決定いたしまして、本年 4 月から順次、国のすべての統計調査にロゴタイプがついているということになります。

2 番目以降は、基本計画以外の進捗状況ですが、公的統計の作成状況ということで、例えば、全国物価統計調査を小売物価統計調査に統合したというようなことが記載してございます。

それから、第 3 は、統計委員会の昨年度の施行状況報告の審議結果におきまして重要検討事項と指摘されたものについての政府の対応状況ですが、東日本大震災への対応状況、それから、事業所母集団データベースの整備の状況などを記載しております。

詳しくは基本計画部会で御説明いたしますが、今回の説明は以上です。

○樋口委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明にございましたように、これから 9 月に向けて、この審議を行っていくということでございますが、参考資料 1 にございますように「法律の施行の状況に関する事項」の審議は基本計画部会の所掌となっているということでございますので、本件につきましては、基本計画部会に付託することとします。同部会は、本日、後ほど開催する予定でございます。本件につきまして御議論いただくことにしたいと思います。

皆様から何かございますでしょうか。

なければ、本日の議題は以上ですので、最後に次回の日程につきまして、事務局から連絡をお願いします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 次回の委員会の日程等につきましては、現在調整中でございます。確定次第、別途御案内いたします。

○樋口委員長 引き続き基本計画部会を開催いたしますが、以上をもちまして「第 56 回統計委員会」を終了いたします。どうもありがとうございました。